

## 自己点検・評価 様式(平成26年度実施)

大学名 東京大学

研究科・専攻名 薬学系研究科・薬学専攻

入学定員 10 名

### ○ 入学者数、在籍学生数

※入学のコースを別に設けている大学は、コース別に記載すること。

※「旧4年制薬学部出身」は、平成17年度以前に薬学部に入学者を指す。

#### ・入学者数

平成24年度：5名

内訳：6年制薬学部出身 5名（内社会人0名、留学生1名）

4年制薬学部出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

旧4年制薬学部出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

薬学部以外出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

その他 0名

平成25年度：4名

内訳：6年制薬学部出身 4名（内社会人0名、留学生0名）

4年制薬学部出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

旧4年制薬学部出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

薬学部以外出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

その他 0名

平成26年度：2名

内訳：6年制薬学部出身 2名（内社会人0名、留学生0名）

4年制薬学部出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

旧4年制薬学部出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

薬学部以外出身 0名（内社会人0名、留学生0名）

その他 0名

・在籍学生数（平成26年5月1日現在） 10名 ※H24年度入学者1名退学

○「理念とミッション」、「アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー」と実際に行われている教育との整合性

○理念とミッション

薬学は、医薬の創製からその適正使用までを目標とし、生命に関わる物質、及び、その生体との相互作用を対象とする学問体系である（薬学系研究科規則1条の2）。本研究科・薬学専攻では、医療薬学、社会薬学、創薬学を機軸に最高水準の教育・研究活動を行い、医療系薬学、社会系薬学、創薬系薬学などの分野で実践的な研究能力を有する優れた先導的薬剤師、医療行政従事者、創薬開発・研究従事者を養成することを目的とする。

○アドミッションポリシー（入学者受入方針）

本研究科・薬学専攻への入学受入は、以下の方針に基づき行う。

1. 深い専門性に根ざし、薬学的な思考法、論理的で先端的な方法論や分析能力などを身につけることができる人。
2. 高度な知識と研究能力を礎として薬学がカバーすべき広範な基礎及び応用科学の諸分野をリードし、将来にわたり国際的な活躍を目指す人。
3. 高度化医療、医薬行政、創薬などの職域で実践的な研究能力を有する優れた先導的薬剤師（6年制薬学科教育課程卒業生）、医薬行政従事者、創薬開発・研究従事者を目指す人。

○カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

本研究科・薬学専攻の教育課程の編成・実施については、以下の方針に基づき行う。

1. 医療薬学、社会薬学、創薬学を機軸に最高水準の教育・研究活動を行い、高度化医療、医薬行政、創薬などの職域で実践的な研究能力を有する優れた先導的薬剤師、医薬行政従事者、創薬開発・研究従事者を養成することを目的とする。
2. 本研究科では、上記目的のため、「共通科目」、「実践研究」、「特別研究」を設置する。
3. 「共通科目」は、基礎科目と専門科目に区分される。基礎科目では、薬学の基礎となる有機化学、物理化学、生物化学及び医療薬学の基礎的内容を習得させる。また、専門科目では、医薬の創製からその適正使用に向けた生命に関わる物質及びその生体との相互作用を対象とする統合的な方法論、専門分野における最先端の研究動向を把握し横断的・統合的な能力を習得させる。なお、薬学部出身者以外の学生に対しては、この「共通科目」の履修指導を通じて、薬学関連分野の基礎を習得させる。
4. 「実践研究」では、高度化医療、医薬行政、創薬に向けて社会のニーズに応え得る実践的な方法論を習得させる。なお、医学部附属病院、創薬オープンイノベーションセンター（本学総長室の下に置かれるセンター）等と連携を図るなどにより、医療薬学・社会薬学・創薬学の各授業科目「実践研究」を開講する。
5. 「特別研究」では、授業科目「薬学特別研究」（研究指導）を置く。「薬学特別研究」を通じて、医療系薬学、社会系薬学、創薬系薬学などの分野で、さらに深い専門性に根ざし、薬学的な思考法、論理的で先端的な方法論や分析能力を習得させる。

### ○ディプロマポリシー（修了認定・学位授与に関する方針）

本研究科・薬学専攻においては、所定の単位を修得して博士の学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の基準を満たした者に対して、博士（薬学）の学位が授与される。

1. 先導的薬剤師、医薬行政従事者、創薬開発・研究従事者として求められる基本的な資質を有していることに加え、優れた研究業績と課題解決能力があり、さらに、当該分野でリーダーシップを発揮できること。
2. 申請論文の作成に当たっては、「東京大学の科学研究における行動規範」及び「東京大学大学院薬学系研究科・薬学部における研究ガイドライン」が遵守されていること。
3. 申請論文には、薬学の発展に寄与する独創性・新規性が備えられていること。
4. 薬学に関する知識等を活用して新たな問題を発見・解決する能力を有することに加え、当該分野で次世代を担う人材を育成できること。

- ・本研究科・薬学専攻の教育は、上記の「理念とミッション」、「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」に基づいて実施されている。
- ・4年制薬学部を基礎とした博士課程（薬科学専攻）では、有機化学、物理化学、生物化学を機軸に最高水準の教育・研究活動を行い、化学系薬学、物理系薬学、生物系薬学など薬学がカバーすべき広範な分野をリードする優れた創薬科学研究者、基礎生命科学研究者を養成することを目的としている。薬学専攻と薬科学専攻では、理念とミッション、カリキュラムにおいて明確な違いがある。

- ・開設年度の自己点検・評価に記載した「理念とミッション」、「アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー」と、実際に行われている教育との整合性について、4年制薬学部を基礎とした博士課程の教育課程との違いを明確にしつつ、自己点検・評価を行うこと。

### ○ 入学者選抜の方法

#### ○大学院入学試験の内容

- ・筆記試験：専門科目、小論文、外国語
  - ・口述試験：専門科目及び研究業績・志望理由・研究計画の発表（発表 10 分、質問 10 分）。
- ※なお、卒業研究、修士発表等による研究業績がない場合は、活動内容を発表する。  
筆記試験と口述試験での発表により、学力と研究能力を評価する。

## ○ カリキュラムの内容

### ○カリキュラムの内容

- ・共通科目(基礎科目):基礎薬科学特論 I ~IV(各2単位)
- ・共通科目(専門科目):
  - ケミカルバイオロジー特論、生体分子解析学特論、細胞生物学特論、分子生物学特論、疾患生物学特論、医療薬学特論、社会薬学特論、科学英語特論、医薬品評価科学特論、クリニカルサイエンス特論(各2単位)
- ・実践研究:医療薬学実践研究、社会薬学実践研究、創薬学実践研究(各4単位)
- ・特別研究:薬学特別研究(20 単位)
- シラバス及び教育課程等の概要(別紙様式第2号):別添資料1・別添資料2参照
- 履修モデル:別添資料3参照

- ・ 別途シラバス及び教育課程等の概要(別紙様式第2号)を添付すること。
- ・ 履修モデルを添付すること。

## ○ 全学生の研究テーマ

- ・ 糖尿病宿主に対する黄色ブドウ球菌感染の重症化機構の解明
- ・ 難治疾患の原因となる RNA 顆粒の超解像顕微観察と機能解明
- ・ 介護施設での転倒に及ぼす医薬品使用の影響に関する症例対照研究
- ・ KLHDC10 の SMA 関連 SMN の分解を介した制御機構の解析
- ・ 疾患に関連した低酸素環境を標的とした蛍光プローブの開発研究
- ・ アルツハイマー病原因物質アミロイドβタンパクを分解する酵素の研究
- ・ 自閉症・統合失調症原因分子ニューロリジンの代謝メカニズムと疾病発症機構の関連に関する研究
- ・ SLC16A4 の薬物動態における重要性の解明
- ・ 疾病診断を指向したマイクロ化学分析システムの開発
- ・ 医薬品分子の基本構造に注目したドラッグライクネス向上策

- ・ 一学生あたり30字以内で記載すること。

## ○ 医療機関・薬局等関連施設と連携した教育・研究内容

本学医学部附属病院の薬剤部、臨床研究支援センターとも連携し、博士論文等の研究指導を推進している。

実践研究(医療薬学実践研究、社会薬学実践研究、創薬学実践研究)において、本学医学部附属病院の薬剤部、臨床研究支援センター、国立がん研究センター、本学創薬オープンイノベーションセンターと連携し、教育を行っている。

- ・ 他職種との連携も含む。
- ・ 研究科又は専攻全体の教育研究活動と関連づけて具体的に記載すること。

## ○ 学位審査体制・修了要件

### ○学位審査体制

博士論文審査委員会は、本研究科教育会議構成員5名以上で構成される。

ただし、本学他研究科、他大学等の教員を追加することができる。

○修了要件：4年以上在学し、「薬学特別研究」20単位を含め、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

※修了に要する30単位は、「薬学特別研究」（必修）の他、「共通科目」及び「選択科目」から履修する。

※必要（研究分野等）に応じて、学位論文の主たる部分が英文論文として既に公表（予定を含む）されていることを、修了要件とすることができる。

## ○ 修了者の進路の基本的な考え方（※新規事項）

博士取得者は、薬剤師資格と本学の博士号の両方を活かしながら、優れた先導的薬剤師、医療行政従事者、国内外の基礎研究と臨床を埋めるような創薬研究者として、活躍することを期待している。

- ・ 修了者の進路について大学がどのように考えているか、あるいは進路の開拓についての大学の基本的な考え方等を記載すること。